

2015 年から新しくなる特許庁の制度および支援施策

制度名(支援施策)	改正内容	施行日
01 知的財産の早期権利化の支援制度		
積極的な商標権の付与	企業が求める商標のうち、商品の特性を直接に表示せず、暗示する商標は、積極的に商標権を付与 ■商標審査政策課 042-481-5274	‘15. 1. 1.
商標選択範囲の拡大	公序良俗の規定を時代変化に合わせて緩和適用 (“NUDE” が含まれた商標であっても、商標構成と指定商品によって登録可能) ■商標審査政策課 042-481-5274	‘15. 1. 1.
デザイン優先審査対象の拡大	産業デザイン振興法によって「韓国デザイン振興院」で選定した優秀デザインをデザイン優先審査の対象に追加 ■デザイン審査政策課 042-481-8353	‘15. 1. 1.
韓国語翻訳文の提出期間を1カ月延長可能	出願人の申立があった場合、外国語国際特許出願の韓国語翻訳文の提出期間を1カ月延長可能(現行：優先日から2年7カ月) ■特許審査制度課 042-481-5397	‘15. 1. 1.
一括審査対象の拡大	国家 R&D 事業課題で創出された特許を出願する際、一括審査の申立が可能 ■特許審査制度課 042-481-5398	‘15. 1. 1.
予備審査対象の拡大	予備審査の対象が「先行技術調査の依頼があった優先審査決定」の出願から「すべての優先審査」の出願に拡大 ■特許審査制度課 042-481-5516	‘15. 1. 1.
補正案のレビュー制度を導入	補正案の拒絶理由の解消有無と補正方向を公式審査の前に提示する補正案レビュー制度の導入 ■特許審査制度課 042-481-5516	‘15. 1. 1.
優先審査対象の拡大	公募などによって発掘されたアイデアに関する出願と建設分野における新技術認証に関する出願を優先審査の対象に追加 ■特許審査制度課 042-481-5516	‘15. 1. 1.
大・中小企業の同伴成長 IP-R&D を支援	大企業と特許庁が共同で財源を作り、中小企業の特許戦略樹立を支援(上・下半期計 20 件の課題前後) ■産業財産政策課 042-481-5931	‘15. 1 月中
標準特許の動向調査を試行的に実施	未来部・産業部などの標準に係わる R&D 事業の課題を企画する際、標準特許動向調査を試行的に実施 ■産業財産政策課 042-481-5931	‘15. 1 月中

2015年から新しくなる特許庁の制度および支援施策

制度名(支援施策)	改正内容	施行日
02 海外における知財権の権利化および保護の強化制度		
海外権利化の支援対象を拡大	個人など創業予備軍にも海外権利化を支援 - 1件当たり最大700万ウォン前後 ■ 地域産業財産課 042-481-8660	'15.1.1.
海外模倣品に対応する総合支援体系を策定	韓国知識財産保護協会内の「知財権紛争対応センター」に「K-brand」の相談窓口を開設 - 知財権被害の受け付けおよび対応策の提示、中国商標相談および検索サービスの提供など ■ 産業財産保護支援課 042-481-3573	'14.12.15.
海外の商標ブローカーへの対応体系を構築	海外知識財産センター(IP-DESK)で海外現地の商標ブローカーをモニタリングし、企業に対応策を支援 ■ 産業財産保護支援課 042-481-8227	'15.1.1.
IP-DESKの企業支援を強化	衣類・食品・化粧品・フランチャイズ・電子の5大産業団体を中心とした商標権の侵害調査を実施 - 年間1社当たり1件だった侵害調査支援を3件に拡大し、限度額も5,000ドルから1万ドルに増額 - 海外出願、税関の知財権登録支援も年間1社当たり4件→8件 ■ 産業財産保護支援課 042-481-3573	'15.1.1.
K-brandの保護コンサルティング	衣類・食料品・化粧品などの業種100社に輸出相手国の現地に合う商標開発支援およびブランド侵害予防コンサルティングを支援 ■ 産業財産保護支援課 042-481-5992	'15.1.1.
著名人の人格権の保護	一般人にも知られている著名人の名前を含めた商標は、人格権を保護する次元で商標登録を拒絶 ■ 商標審査政策課 042-481-5274	'15.1.1.
弁理士の標準契約書を普及	弁理士と依頼人間の契約標準事項などを盛り込んだ標準契約書を開発して普及 ■ 産業財産人力課 042-481-5920	'15.2.1.

2015 年から新しくなる特許庁の制度および支援施策

制度名(支援施策)	改正内容	施行日
03 出願人の利便性を向上し、負担を緩和する制度		
原本証明制度	営業秘密保護に向けた原本証明サービスを利用する中小企業に登録費用の7割を支援 - 1件当たり登録費用10,000ウオンのうち7,000ウオンを支援 ■産業財産保護政策課 042-481-5761	‘15.1.1.
特許出願明細書の記載要件を緩和	特許出願時に提出する明細書に英文の使用を可能とし、形式の記載要件にかかわらず出願できるように出願形式を緩和 ■特許審査制度課 042-481-5397	‘15.1.1.
外国語出願の補正・訂正基準の転換	国際特許出願の場合、間違いや誤訳の場合、補正を許容 ■特許審査制度課 042-481-5397	‘15.1.1.
特許料などの徴収規則を改正	特許庁が告示した商品の名称を利用して電子出願をする場合、商標出願料を割引 - 6万2千ウオン→5万6千ウオン ■情報顧客政策課 042-481-5195	‘15.1.1.
発明の評価機関指定の基準を緩和	発明の評価機関の指定要件のうち、「最近3年間の評価実績」を削除し、評価機関の参入障壁を緩和 ■産業財産政策課 042-481-5931	‘14.12.1.
消滅特許の公共利用の拡散を支援	3Dプリンティング、医薬分野のオリジナル技術のうち、権利期間が消滅した特許の活用戦略を支援 - 10件の課題、計7億ウオン ■産業財産政策課 042-481-5931	‘15.1月中
特許公知例外の期間を拡大	特許出願時に限って公知例外主張が可能だったが、特許登録前までに拡大 ■特許審査制度課 042-481-5397	‘15.7.1. (予定)
登録決定以降にも分割出願が可能	1件の特許出願に2件以上の発明が含まれた場合、一部の発明を別途に分離して出願する「分割出願」において、登録決定時までに限って分割出願が可能だったが、登録決定以降にも可能 ■特許審査制度課 042-481-5397	‘15.7.1. (予定)